

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）のお知らせ

～東日本大震災被災生徒修学支援奨学生募集～

生徒・保護者の皆様へ

公私立の高等学校・専修学校（高校教育課程を有する）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒で、今回の東日本大震災に被災し修学困難となった多くの生徒が希望を持って修学できるよう被災生徒奨学資金を新たに設けました。

- 1 募集期間** 平成23年7月20日（水）から平成23年8月31日（水）まで
（上記期限内に学校を経由し、宮城県教育委員会へ提出してください。）
- 2 貸付対象者** 保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒（保護者が県外に一時避難している場合も含む。）
 - (1) 生徒の居住する家屋が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。
 - (2) 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
 - (3) 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね1/2以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。
なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う。（雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない。）
 - (4) 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

3 保証人 保護者等1名

4 貸付金額 月額20,000円 年額240,000円

5 貸付期間と交付方法

貸付期間： 平成23年4月～平成24年3月

貸付方法： 一括振込（9月中旬予定）

※奨学金は奨学生本人の預金口座に振り込みとなります。

6 奨学資金の償還

高等学校等卒業時に奨学金被貸付者（生徒）本人の収入状況で向こう1年の所得の見込額が一定額を超える者は償還対象者となります。超えない場合は償還免除となる予定です。

なお、今回の償還免除は、震災に被災し経済的に修学が困難となった生徒に被災生徒奨学資金を貸与することにより、奨学生の将来により一層の負債を負わせることが、被災生徒奨学資金の設置の趣旨に反することから特例的に行うものですので、被災生徒奨学資金以外の県で行っている奨学金には奨学生の収入状況による償還免除はありません。

申込み手続き等の詳細は、各学校にお問い合わせ下さい。

高等学校等育英奨学資金貸付（被災生徒奨学資金）制度 Q&A

Q1 今までの奨学金とどう違うのですか

今回の奨学金は東日本大震災に被災し経済的に修学困難となった多くの生徒が希望をもって修学できるように新たに設けた奨学金で、県が国の交付金を活用して実施するものです。

Q2 どんな人が借りられますか

保護者が宮城県に住所を有し、今回の東日本大震災に被災し修学困難となった公私立の高等学校・専修学校（高校教育課程を有する）・中等教育学校の後期課程・特別支援学校の高等部に在籍する生徒が対象です。

また、県外に一時的に避難している保護者についても申請することが可能です。

なお、今回の震災に被災し、他県より保護者とともに転入した生徒も対象となりますが、一時的に避難されてきた方については、被災時に居住されていた県の奨学金を申請することとなります。

Q3 償還についてはどうなりますか

今回の大震災の被害状況からみて、償還開始時（高等学校等卒業時）の奨学金被貸与者（生徒）本人の向こう一年間の収入額が一定額以上の方を償還対象者にします。一定額以下の方は償還が免除される予定です。

償還については、別途お知らせします。

Q4 償還開始はいつからですか

高等学校等（専攻科）卒業時となります。

Q5 貸付人数はどのくらいですか

現在のところ1万人程度を予定しています。一定人数を超えた段階で募集を打ち切ります。

Q6 今までの育英会奨学金等と重複して借りられますか

借りられます。

Q7 借り主は誰になりますか

生徒本人となります。

Q8 兄弟姉妹でも、それぞれ借りられますか

例えば高1と高3の兄弟姉妹でも2人とも借りられます。

Q9 どんなものに利用できますか

通学、学用品、部活動など、修学に要する経費として自由に利用できます。

Q10 被災生徒奨学資金は来年もありますか

今回の奨学金は今年限りの募集となりますが、現在国に対して制度継続を要望中です。

高等学校等育英奨学資金（被災生徒奨学資金）貸付募集の概要について

1 奨学金について

(1) 趣 旨

東日本大震災により被災し、経済的に修学が困難と認められる生徒の修学支援を行うため、「高等学校等育英奨学資金貸付事業」において、当該生徒に対する奨学金を新たに設ける。

(2) 財 源

平成23年度は国の第1次補正予算による「平成23年度被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」を財源とする。

(3) 貸付対象者

保護者が宮城県内に住所を有し、東日本大震災に被災し、下記のいずれかに該当する生徒。
(保護者が県外に一時避難している場合も含む。)

- ① 生徒の居住する家屋が全半壊・全半焼又はこれに準ずる被災をし、修学が困難な状況の生徒。
- ② 生徒の保護者等主たる家計支持者が死亡、行方不明又は重篤な疾病を負い、修学が困難な状況の生徒。
- ③ 主たる家計支持者の勤務先等が被災したことにより収入がおおむね1/2以下に減収し、経済的事由により修学が困難な状況の生徒。
なお、収入の判断は、所得税が課税される所得により行う。(雇用保険の失業給付・生活保護の支給金は収入とはしない。)
- ④ 上記の他、校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めたもの。

(4) 募集期間と必要書類

① 募集期間 平成23年7月20日(水)から平成23年8月31日(水)まで

② 必要書類 申請書・誓約書・奨学資金口座振替依頼書の他、申請理由別に下記により添付書類を提出すること。

なお住民票については、市町村からの住民票の発行が、期間内にできないことも想定されるため、今回の募集期間の添付を猶予します。平成24年3月までに提出をしてください。

申 請 理 由	必要とする添付書類
家屋の全壊・大規模半壊等	(1) 申出書 (2) 住民票 (3) り災証明書
主たる家計支持者の死亡	(1) 申出書 (2) 住民票
主たる家計支持者の収入減	(1) 申出書 (2) 住民票 (3) ①失業等が確認できる書類(被災証明書・雇用保険受給資格証の写し又は雇用保険被保険者離職票)、その他失業が確認できる書類。いずれか1つ。 ②収入減が確認できる書類(生活保護決定通知書(写)・震災前後の給与明細写し又は給与振込金額が確認できる通帳の写し(該当部分以外は黒塗りすること。))その他、震災に伴い収入が減少したことが確認できる書類。いずれか1つ ③天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写 ※(2)については、①～③のいずれか1つ
校長が特に必要と判断し県教育委員会が認めた者	(1) 申出書 (2) 住民票 (3) 家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 (4) 主たる家計支持者の収入減の場合は、上記「主たる家計支持者の収入減による書類

※下線部を挿入しました。

(5) 貸付金額

月額 20,000円 (年額24万円)

平成23年9月中旬に1年分(24万円)を奨学生本人の口座に一括で振り込む。

(6) 従来の奨学金との併給

被災生徒奨学資金は、高等学校等育英奨学金等の他の奨学金との併給を認める。

ただし、他県における被災生徒奨学資金と同様の奨学金との併給は認めない。

(7) 保証人について

保護者等 1名。

(8) 償還について

高等学校等卒業時に奨学金被貸与者(生徒)本人の収入状況で向こう1年の所得の見込額が一定額を超える者は償還対象者となる。超えない場合は償還免除となる予定。

なお、この基準については、後日通知する。

2 今後の予定等

7月11日 奨学金説明会(宮城県大崎合同庁舎)

12日 奨学金説明会(東北歴史博物館)

7月中 各学校において保護者への説明

7月20日

8月31日 } 申請手続

8月31日

9月上旬 奨学生の決定

9月中旬 奨学生個人口座への奨学金の振込

10月中旬 返還免除基準金額通知

奨学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

学校名 立 高等学校 分校 専攻科 専修学校(高等課程) 全日制 定時制 通信制 (単位制) () 科 学年 組 年4月第1学年入学

フリガナ		フリガナ		(〒) 電話番号() -					
本人氏名		印	住所	生年月日 年 月 日生					
フリガナ		フリガナ		(〒) 電話番号() -		職業			
保証人		印	住所	生年月日 年 月 日生	年収(税込み)	円			
(保護者等・自署押印)		(続柄:本人の)							
家族	就学者を除く家族	父母等の被扶養者	続柄	氏名	年齢	所得の種類	収入・売上金額(税込み) 万円	審査所得金額(税込み) 万円	
			父					①	
			母						②
									③
									④
									⑤
									⑥
[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額							⑦		
成	就学者		続柄	氏名	※設置者	※在学学校	※通学別	控除額 万円	
		◎	本人					⑧	
					国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外	⑨	
					国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外	⑩	
			国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外	⑪			
特別控除	ア 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等) (一律 万円)						⑫		
	イ 障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき 万円)						⑬		
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (万円限度)						⑭		
	エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)						⑮		
	オ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時までには被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)						⑯		
	[⑧～⑯の計] 控除額合計						⑰		
学校認定欄						[⑦-⑰] 認定所得金額	⑱		
認定世帯人員_____人						基準金額	⑲		
県認定欄						認定世帯人員_____人	認定所得金額		

(裏面)

家 庭	奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。			
	----- ----- ----- ----- -----			
事 情	(家計急変による貸付けを受けようとする者のみ記入すること。)			
	1 家計急変の事由 ※ ア 家計支持者等が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 家計支持者等が死亡又は離別 ウ 家計支持者等が破産 エ 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少 オ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少 2 事由が生じた年月日 年 月 日			
学 習 に 対 す る 意 欲	学校で取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。			
	----- ----- ----- ----- -----			
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。				
親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

生徒本人は本校に在学し(自宅通学者 ・ 自宅外通学者)であることを証明します。			
年 月 日			
学 校 名		印	
学 校 長 氏 名		印	
担当者氏名	問合せ先電話番号	()	—

奨学資金貸付申請書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けたいので、高等学校等育英奨学資金貸付条例第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

学校名 立 高等学校 分校 専攻科 専修学校(高等課程) 全日制 定時制 通信制 (単位制) (年4月第1学年入学) 科 学科 年 組

フリガナ			住所	(〒) 電話番号() -					
本人氏名	※ 男・女		印	生年月日	年 月 日生				
フリガナ			住所	(〒) 電話番号() -		職業			
保証人 (保護者等 ・自署押印)	(続柄:本人の)		印	生年月日	年 月 日生	年収 (税込み)	円		
家 族 構 成	就 学 者 を 除 く 家 族	父母等の被扶養者	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	収入・売上金額 (税込み) 万円	審査所得金額 (税込み) 万円	
		父						①	
		母							②
									③
									④
									⑤
								⑥	
			[①～⑥の計] 世帯合計審査所得金額					⑦	
就 学 者	◎ 本人	続柄	氏 名	※設置者	※在学学校	※通学別		控除額 万円	
								⑧	
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外			⑨
				国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外			⑩
		国・公・私	小・中・高・高専・専修(高等・専門)・短大・大学()	自宅・自宅外			⑪		
特 別 控 除	ア 母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等) (一律 万円)							⑫	
	イ 障害のある人がいる世帯(公害疾病の認定を受けた障害のある人、常に就床を要する要介護の人等) (1人につき 万円)							⑬	
	ウ 主たる家計支持者が別居している世帯(別居による、住居・光熱・水道・家具・家事用品の実費) (万円限度)							⑭	
	エ 長期に療養を必要とする人のいる世帯(6か月以上療養中の人、療養を必要とする人)							⑮	
	オ 火災・風水害又は盗難等の被害を受けた世帯(前年から申込時まで被害を受け、今後2年以上の支出増・収入減の年間金額)							⑯	
	[⑧～⑯の計] 控除額合計							⑰	
学校認定欄	[⑦-⑰] 認定所得金額							⑱	
	認定世帯人員 _____人						基準金額	⑲	
県認定欄	認定世帯人員 _____人						認定所得金額		

記入不要

記入不要

(裏面)

家 庭	奨学資金の貸付けを希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することなどを記入すること。			
	(各世帯の申請理由を明記)			
	(例) 東日本大震災により居住する家屋が全壊した。			
	※収入の減少を理由として申請を行う場合は具体的内容を明記すること。			
事 情	(家計急変による貸付けを受けようとする者のみ記入すること。)			
	1 家計急変の事由			
	※ ア 家計支持者等が会社の倒産等により解雇又は早期退職 イ 家計支持者等が死亡又は離別 ウ 家計支持者等が破産 エ 病気、事故、会社倒産、経営不振等により著しく支出が増大又は収入が減少 オ 火災、風水害、震災等により著しく支出が増大又は収入が減少			
	2 事由が生じた年月日 平成 23 年 3 月 11 日			
学 習 に 対 す る 意 欲	学校で取り組んでみたいこと、将来の展望などを記入すること。			
本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。				
親 権 者 等	氏名	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

生徒本人は本校に在学し (自宅通学者 ・ 自宅外通学者) であることを証明します。				
年 月 日				
学 校 名				
学校長氏名				
印				
担当者氏名		問合せ先電話番号	()	—

誓 約 書

年 月 日

宮城県教育委員会 殿

私並びに保証人は、私が高等学校等育英奨学資金の貸付けを受けるに当たり、以下に記載の貸付条件に同意の上、高等学校等育英奨学資金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、償還することを約束し、誓約書を提出します。

貸付月額 円 ただし、貸付期間中に月額の変更があった場合は、変更の期日以降は変更後の月額とします。

貸付の始期 年 月分から

貸付の終期 在学する高等学校等の正規の修業年限が満了する日の属する月までとします。
ただし、それ以前に貸付けを停止された場合は、その期日までとします。

貸付金額 奨学資金貸付終了の時期に貸付金額の総額が確定します。

奨学生番号(記入不要)

本 人	学校名	立			高等学校 分校 専攻科 学校	全日制 定時制 通信制 (単位制)	科 学 科	年 組	
	氏 名	カナ				住 所	(〒) 電話番号() -		
		漢 字	印						
	生 年 月 日	年 月 日							
保 証 人	性 別	男 ・ 女	本 籍						
	氏 名	カナ				住 所	(〒) 電話番号() -		
漢 字	印								
生 年 月 日	年 月 日		本人との続柄	本人の()					
親 権 者 等	本 籍						職 業		
	氏 名	印			本人との続柄	本人の()			
住 所		(〒)							

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、親権者又は未成年後見人が下欄に自署・押印すること。

高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書

宮城県知事殿

私に貸し付けされる高等学校等育英奨学資金貸付金については、下記の口座へ振り込まれるよう願います。

平成 年 月 日

学 校 名

奨学生番号

奨学生氏名

印

※新規の場合奨学生番号の記入は不要です。

振込口座	口座名義 (漢字)				口座名義 (カナ)																
	金融機関名	銀行信用金庫農協				支店			預金目		口座番号										
支店名	銀行番号				店番号			普通預金													
コード																					

<記入上の注意点>

- 1 太枠内□の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 3 口座番号が6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 4 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)
- 5 ゆうちょ銀行及び漁協は登録できません。

問 合 せ 先 宮城県教育庁高校教育課
Tel 022-211-3716[直通]
又は在学している学校の奨学資金担当者まで

<通帳の写>

通帳の「表紙」の写をのりで貼り付けてください。

<記入例>

高等学校等育英奨学資金貸付金振込口座登録依頼書

宮城県知事殿

私に貸し付けされる高等学校等育英奨学資金貸付金については、下記の口座へ振り込まれるよう願います。

平成 年 月 日

学校名 宮城県青葉高等学校

奨学生番号

奨学生氏名 宮城 太郎



※新規の場合奨学生番号の記入は不要です。

※ 奨学生本人の氏名を自署し、押印してください。

振込口座	口座名義 (漢字)				口座名義 (カナ)											
	宮城 太郎				ミ	ヤ	ギ	タ	ロ	ウ						
	金融機関名 支店名	宮城		銀行 信用金庫 農協	本町	支店	預金種目	口座番号								
	コード	銀行番号			店番号		普通預金	1	2	3	4	5	6	7		

※ 振込口座は、奨学生本人の名義の口座になります。

(普通預金以外の口座は登録はできません。)
(例 貯蓄預金・定期預金)

<記入上の注意点>

- 1 太枠内□の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 3 口座番号が6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 4 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。**(貯蓄預金・定期預金は登録できません。)**
- 5 ゆうちょ銀行及び漁協は登録できません。

問合せ先 宮城県教育庁高校教育課
TEL 022-211-3716[直通]
又は在学している学校の奨学資金担当者まで

<通帳の写>

通帳の表紙の写をのりで貼り付けてください。

被災についての申出書		平成 年 月 日	
宮城県教育委員会 殿		東日本大震災による被災状況は下記のとおりです。	
学校名	高等学校 校 専攻科	第 学年	専修学校 (高等課程)
本人名	印	保証人名	印
被害の状況	建物被害	ア 自宅 イ 自宅外	
		ア 全壊 イ 大規模半壊 ウ 半壊 エ 全焼 オ 半焼 カ その他	
	主たる家計支持者の死亡等	死 亡 (ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ その他 :)	
		行方不明 (ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ その他 :)	
		重 症 (ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ その他 :)	
主たる家計支持者の収入減の状況	ア 自営 イ 自営以外	左の所在地 : 会社名等 :	
	(具体的状況)		
その他	上記項目以外の被害状況があればお書きください。		

※ 該当項目を○で囲むか、記入してください。

校長所見	校長が特に必要と判断する場合の理由
校長証明	上記のとおり相違ありません。 平成 年 月 日 学校名 校長名 印

被災生徒奨学資金保護者向け案内(チラシ)及び、Q&A

※ 第1回申込締切分のご案内ですが、募集は今年度内で継続して行う予定です。

被災生徒奨学資金の概要について

※ 第1回申込締切分の概要ですが、募集は今年度内で継続して行う予定です。

提出書類

奨学資金貸付申請書(両面印刷)、誓約書、奨学資金口座振替依頼書、被災についての申出書、家族全員が記載されている住民票、罹災証明書(原本)を学校まで提出してください。

詳細については下記の「高等学校等育英奨学金貸付のご案内」を参照してください。

<http://www.pref.miyagi.jp/koukyou/shogaku/sghisai.htm#07>